

知っていますか？

成年後見制度

成年後見制度は

認知症の高齢者の方や知的障害、精神障害により

判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を、

ご本人に代わって法的に権限を与えられた後見人等が行い、

安心して生活が送れるように

ご本人の保護や支援を行う制度です。



川崎市成年後見支援センター

こんな時に成年後見制度が活用できます

1人では財産管理が難しいAさん

Aさんは統合失調症で入退院を繰り返しています。同居していた親が亡くなり、不動産の相続や財産管理が1人ではできず困ってしまいました。

そこで、関係機関の支援を受けながら、自分が申立人として補助開始の審判の申立てを行いました。



司法書士が補助人に選任され、不動産の登記手続きとその管理、入院費の支払い等を行ってくれることになりました。

悪徳商法の被害にあったBさん

軽度の認知症があるBさんは、同居の長男が留守中、訪問販売で必要のない高級呉服を購入してしまいました。困った長男は、高額の商品を購入する場合は長男の同意が必要となるように、保佐開始の審判の申立てを行いました。



長男が保佐人に選任され、本人が長男の同意なく10万円以上の商品を購入した時は、契約を取り消すことができることになりました。

身寄りのないCさん

Cさんは夫の死後1人で暮らし、子どもや兄弟もいません。体調を崩して病院に入院しましたが、入院が長引くにつれ認知症が進行し、意思疎通が難しくなりました。

病院のケースワーカーが区役所に相談し、市長が後見開始の審判の申立てを行いました。



社会福祉士が成年後見人に選任され、金銭管理や、施設への入所申し込みを行ってくれることになりました。

将来の財産管理が心配なDさん

高齢のDさんは最近体調面で不安を感じるようになってきました。そこで将来に備えて長女との間で任意後見契約を結びました。

しばらくして脳梗塞で倒れ、入院中に認知症の症状が現れ始めたため、長女が任意後見監督人選任の審判の申立てを行いました。



弁護士が任意後見監督人として選任され、長女が財産管理や医療、介護の契約等の事務を行い、弁護士が監督することになりました。

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方々は、財産や金銭の管理、様々な法的手続きを行う必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益があることの判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

このような**判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度**です。

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「**法定後見制度**」と、将来に備えて利用する「**任意後見制度**」があります。



後見人等の役割と職務

成年後見制度では、成年後見人等が本人(判断能力が十分でない方)に代わって契約などの法律行為をできるようにしたり(代理権)、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取り消したりすることができます(同意権・取消権)。

▶ **支援の方法について、詳しくは6ページへ**

成年後見人等は本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮しながら、その権限に応じて主に次のような支援を行います。

- 預貯金通帳や有価証券などの財産保管
- 生活費の出金や、医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- 介護保険や障害者制度のサービス契約、入院の契約
- 借家の契約や、自宅の保全などの住居の確保
- 相続や不動産の処分などの法的手続き



法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、**補助** **保佐** **後見** の3つの類型に分かれます。それぞれの制度の概要は次の通りです。

		補助	保佐	後見
要件	対象者の判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
	医師による鑑定	原則として不要	原則として必要	原則として必要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見人受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
同意権・取消権	付与の対象	民法13条1項に定める行為のうち、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	民法13条1項に定める行為、及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する全ての法律行為
	付与の審判	必要	必要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要
成年後見人等の責務		本人の意思の尊重、心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

申立ての流れ

01 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書など必要な書類を提出します。

▶申立てに必要な書類は10ページをご覧ください

02 審判手続き

家庭裁判所は、申立書類や本人・申立人に面接するなどして、調査や問合せを行います。本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。

03 審判

家庭裁判所が成年後見人等や後見内容を決定します。必要に応じて、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。なお、審判後に、多額の財産がある場合に通常使用しない金銭を金融機関に管理してもらう後見制度支援信託等を利用することもあります。

04 告知・通知

本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知または通知されます。

05 成年後見登記

法務局に登記されます。戸籍には記載されません。

任意後見制度

任意後見制度は、本人がしっかりと内容を理解して契約する能力があるうちに、任意後見人になってくれる人と代わりにしてもらいたいことについて任意後見契約を結んでおくことにより、本人の判断能力が不十分になった時に、任意後見契約に従い、任意後見人が本人を援助する制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、登記する必要があります。

任意後見人に何を願うかは、生活・療養看護や財産管理に関する法律行為であれば、本人の希望に応じて自由に設定することができますが、任意後見人ではできないことがあるので、注意して契約を結ぶことが必要です。

申立ての流れ

01

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。また、どのようなことを代わりにしてもらおうか、内容についても確認しておきます。

02

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。
※公正証書について、詳しくは公証役場にお問い合わせください。

▶市内の公証役場については12ページをご覧ください

本人の判断能力が不十分になった時

03

任意後見監督人選任の申立て

本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人(任意後見人を監督する人)の選任の申立てを行います。

04

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

契約や申立にかかる費用

任意後見契約の費用

〈公正証書作成基本手数料〉	11,000円
〈登記嘱託手数料〉	1,400円
〈登記所に納付する印紙代〉	2,600円

※他にも正本作成手数料等の費用がかかります。

任意後見監督人選任の申立費用

〈申立手数料〉	800円
〈登記手数料〉	1,400円
〈郵便切手代〉	3,700円

※必要な切手の種類と枚数が決まっています。

制度を利用して
安心できる老後を
送りましょう!



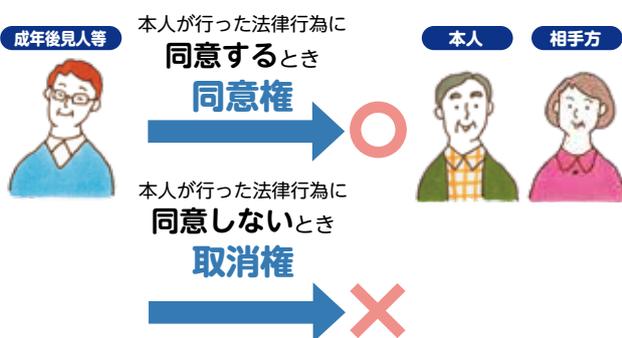
支援の方法

本人を支援する人は、本人の思いとその人らしい生活を大切にしながら、任意後見契約や家庭裁判所によって与えられた同意権(取消権)と代理権を使って支援します。

同意権(取消権)^{※1}について

成年後見人等の同意を必要とする行為について、成年後見人等が同意する権限を“同意権”といいます。

また、成年後見人等が同意しない行為を取り消す権限を“取消権”といいます。



代理権について

本人に代わって契約等の法律行為を行う権限を“代理権”といいます。



制度の種類	本人を支援する人	同意権(取消権) ^{※1}	代理権
任意後見	任意後見人	—————	任意後見契約で定める行為
法定後見	補助人	民法 13 条 1 項記載 ^{※2} の行為のうち、申立てにより家庭裁判所が定める行為 ● 申し立てには、本人の同意が必要です。	申立てにより家庭裁判所が定める行為 ● 申立てには、本人の同意が必要です。 ● 居住用不動産の処分には、家庭裁判所の許可が必要です。
	保佐人	民法 13 条 1 項記載 ^{※2} の行為のほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為	申立てにより家庭裁判所が定める行為 ● 申立てには、本人の同意が必要です。 ● 居住用不動産の処分には、家庭裁判所の許可が必要です。
	成年後見人	原則としてすべての法律行為	原則としてすべての法律行為 ● 居住用不動産の処分には、家庭裁判所の許可が必要です。

※ 1 日用品の買い物等、日常生活に関する行為は、同意権(取消権)の範囲に含まれません。

※ 2 民法 13 条 1 項記載の行為には、借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築等があります。

任意後見制度 Q&A



Q1 いつから任意後見人の支援は始まりますか？

A

任意後見契約を結んだだけでは任意後見人による支援は始まりません。任意後見契約を結んだ本人の判断能力が低下したあと、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから、任意後見人による支援が始まります。本人の判断能力の低下に早く気付くため、任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)は定期的に本人と連絡を取り合うことが大切です。

Q2 任意後見人には、誰でもなれますか？誰に頼むのが良いですか？

A

任意後見制度の趣旨と支援内容を十分に理解した、本人が信頼できる人が適任です。もし、任意後見人になってくれる人がいない場合や専門家に任意後見人になってもらいたい場合には、神奈川県弁護士会やリーガルサポート神奈川県支部(司法書士)、ぱあとなあ神奈川(社会福祉士)等に相談してください。▶**連絡先については12ページをご覧ください**
なお、未成年者や過去に家庭裁判所から成年後見人等を解任されたことがある者、破産者、行方不明者、被後見人に対して訴訟を起こした者とその配偶者等は成年後見人等になることができません。

Q3 任意後見人への報酬はいくらですか？
任意後見監督人には報酬がかかるのですか？

A

決まった金額はありません。本人と任意後見受任者が話し合っ決めて決めることができます。任意後見制度では、任意後見人への報酬とは別に、任意後見監督人への報酬が必要となります。任意後見監督人の報酬を決めるのは、家庭裁判所です。

Q4 契約内容の変更や契約をやめることはできますか？

A

任意後見監督人の選任前であれば、いつでもできます。契約をやめるには、公証人による認証が必要になるため、公証役場にご相談ください。

Q5 任意後見契約による支援が始まる前に、任意後見人に見守りなどの支援を頼むことはできますか？

A

任意後見契約とは別に、見守りや財産管理の支援に関する委任契約を、本人と任意後見受任者が結べば可能です。

Q6 任意後見人に自分が亡くなった後の事務(葬儀や納骨等)を頼むことはできますか？

A

任意後見契約とは別に、死後事務委任契約を本人と任意後見受任者が結べば可能です。なお、遺産相続に関する希望がある場合は、遺言を作る必要があります。

法定後見制度 Q&A

Q1 申立ては誰ができますか？

A

申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等以内の親族等です。その他に市区町村長が申立てることもできます。

※本人から見て次の人たちが、四親等内の主な親族に当たります。

- 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親、子、兄弟姉妹

Q2 本人の判断能力の程度は、誰が判断するのですか？

A

家庭裁判所が、医師の診断書で判断します。

なお、家庭裁判所が必要と認めた場合には、医師の診断書とは別に、判断能力の程度を確認するための手続き(「鑑定」といいます)を行います。

Q3 申立てに必要な書類はどこで手に入りますか？また、費用はかかりますか？

A

申立書類は家庭裁判所や裁判所のホームページから無料で入手することができます。それ以外に、医師の診断書、本人の戸籍謄本や住民票等も必要になります。

費用については、収入印紙代、郵便切手代、鑑定料(鑑定を行う場合のみ)がかかります。申立てに必要な費用は、原則として申立人が負担することになります。

▶ 申立書類や費用について、詳しくは10ページをご覧ください

Q4 申立ての書類を作るのが大変なのですが…

A

申立ての書類は申立人が作ります。もし、申立ての書類を作るのが大変な場合には、有料になりますが、弁護士・司法書士に作成してもらうこともできます。

なお、川崎市成年後見支援センターでは、申立ての書類の作成方法についての説明や助言等の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください(作成の代行はできません)。

▶ 相談窓口の連絡先は11ページをご覧ください

Q5 成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

A

家庭裁判所では、後見(保佐・補助)の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。本人の家族を成年後見人等に選任する場合や、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職を成年後見人等に選任場合があります(複数の成年後見人等を選任したり、法人を成年後見人等に選任する場合があります)。

なお、本人や申立人に、成年後見人等になってほしい人(「候補者」といいます)がいる場合は、申立ての際に、家庭裁判所に希望を伝えることができます。ただし、候補者が成年後見人等に選任されるとは限りません。





Q6 申立てを取り下げることができますか？

A 申立後の取り下げは、家庭裁判所の許可が必要となります。

Q7 家庭裁判所が選んだ成年後見人等が気に入らない場合、制度の利用をやめることはできますか？

A 家庭裁判所が選んだ成年後見人等が気に入らないという理由では、制度の利用を止めることはできません。
また、誰を選任するかという家庭裁判所の判断について、不服申立てをすることはできません。

Q8 成年後見人等ができないことはなんですか？

A 医療に関する同意、結婚や離婚、養子縁組、遺言といった行為は、成年後見人等であっても代わりに行うことはできません。また、成年後見人等は、施設に入所する場合等に求められる身元引受人や保証人になることもできません。

Q9 成年後見人等への報酬はいくらですか？

A 成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合に、家庭裁判所の定めた報酬を本人の財産から受け取ることができます(家庭裁判所の許可なく本人の財産から報酬を受け取ることはできません)。報酬額は、成年後見人等が本人に行った支援内容や本人の財産の状況から適切と思われる金額を家庭裁判所が決定します。

Q10 申立て費用や成年後見人等への報酬に対する助成制度はありますか？

A 川崎市では「成年後見制度利用支援事業」という助成制度を実施しています。これは、本人の収入や財産等の状況から、後見(保佐・補助)の申立てに関わる鑑定料や、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行うものです。
詳しい助成内容や助成対象者の基準は、川崎市のホームページ内の「成年後見制度利用支援事業」のページをご参照ください。

Q11 成年後見制度の利用はいつ終わるのですか？

A 成年後見制度の利用は、本人が病気等から回復し判断能力を取り戻した場合や、本人が亡くなったときに終わります。

申立てに必要な書類等について

申立ての際は、以下の書類を用意してください。

種類	名称	
申立書類と付属書類	<input type="checkbox"/> ①申立書	
	<input type="checkbox"/> 補助・保佐の場合、必要に応じて代理行為目録・同意行為目録、同意書	
	<input type="checkbox"/> ②申立事情説明書	
	<input type="checkbox"/> ③財産目録及び収支予定表	
	<input type="checkbox"/> ④親族関係図	
本人についての資料	<input type="checkbox"/> ⑤親族の意見書	
	<input type="checkbox"/> ⑥戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)	
	<input type="checkbox"/> ⑦住民票(マイナンバーの記載のないもの)	
	<input type="checkbox"/> ⑧登記されていないことの証明書 ◀下記参照	
	<input type="checkbox"/> ⑨診断書及び鑑定についての照会書	
	<input type="checkbox"/> ⑩本人情報シートのコピー	
	<input type="checkbox"/> ⑪財産関係資料のコピー(③の財産や収支を裏付ける資料) ● 預貯金 ● 有価証券 ● 保険関係 ● 不動産 ● 債権 ● 収入 ● 支出 などに関する資料	
	<input type="checkbox"/> ⑫健康状態に関する資料(例：介護保険認定書、療育手帳などのコピー)	
	候補者についての資料	<input type="checkbox"/> ⑬後見人等候補者事情説明書
		<input type="checkbox"/> ⑭後見人等候補者の住民票(マイナンバーの記載のないもの)
裁判所に納める費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙 ● 申立費用 800円分 ※「代理権付与」「同意権付与」の申立は、 1件につき800円分を追加 ● 登記嘱託用 2,600円分	
	<input type="checkbox"/> 郵便切手 後見開始：4,000円分 保佐・補助開始：5,000円分 ※必要な切手の種類と枚数が決まっています	
	<input type="checkbox"/> (鑑定を行う場合のみ) 鑑定料	

※ 3か月以内のものをご用意ください

● ① ② ③ ④ ⑤ ⑨ ⑩ ⑬ の様式は、家庭裁判所やホームページから入手できます。
(上記内容は、令和6年10月時点のものです。最新の情報については、家庭裁判所のホームページ等でご確認ください。)

● ⑧「登記されていないことの証明書」の取得について

成年後見制度を利用すると法務局に登録がなされますが、申立ての際に、登記事項証明書(『登記されていないことの証明書』)が必要となります。

東京法務局に郵送で、又は横浜地方法務局の窓口で取り寄せてください。

※申請時は、本人確認書類の他に、本人と申請人が四親等内の親族であることを証明する3か月以内の戸籍謄本が必要です。

東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

横浜地方法務局戸籍課

横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎



成年後見 支援センターの ご案内

成年後見制度の利用に向けた相談や支援、制度理解のための研修や講座等の普及啓発を行います。

- ①相談及び申立支援：成年後見制度の概要や申立て手続きに関する相談支援を行ないます。
- ②親族後見人支援：親族が後見人になった際の相談や支援を行ないます。
- ③市民向け研修：成年後見制度の概要等の普及啓発を行います。
- ④専門相談：後見業務に精通した専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による相談を行います。
相談は予約制（電話予約）で相談料は無料です。原則、水曜日の午後に行います。
（第1水曜日：弁護士、第2水曜日：社会福祉士、第3水曜日：司法書士）

※①②はお住いの区あんしんセンター、③④は成年後見支援センターご連絡ください。

日常生活自立支援事業のご案内

サービスを利用できる人は…

次の①②③の要件を満たす方です。

- ①川崎市にお住いで、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等、または概ね65歳以上の方で日常生活に援助の必要な方
- ②ご自分で金銭の支払や重要な書類の保管が困難な方
- ③ご本人の意思により利用申し込みを決めることができる方（このサービスは契約をすることによって提供されます。）

※判断能力が十分でなく契約ができない場合は、成年後見制度をご利用ください。

※サービス利用の相談は、お住いの区あんしんセンターにご連絡ください。

※生活保護を受給している方は、福祉事務所保護課にご相談ください（被保護者金銭管理等支援事業）。

どんなことをしてくれるの？

福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの情報提供・助言
- 福祉サービスの利用手続き
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き
- 生活費の出金など、金銭の出し入れの手続き
- 家賃や公共料金、医療費などの支払い手続き
- 年金などの受領に必要な手続き

利用料
月額 **2,500円**

などをお手伝いします。

書類等預かりサービス

- 預貯金通帳
- 保険証書や不動産などの登記済権利書、年金証書、契約書類などの証書類
- 印鑑

利用料
年額 **3,000円**
または
6,000円

などをお預かりします。

※預貯金等の預け替えなど資産運用はできません

成年後見制度の相談・日常生活自立支援事業の相談先

名称	住所	電話	FAX
川崎区あんしんセンター (川崎区社会福祉協議会)	〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6階 福祉パルかわさき内	245-1144	211-8741
幸区あんしんセンター (幸区社会福祉協議会)	〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内	556-5082	556-5577
中原区あんしんセンター (中原区社会福祉協議会)	〒211-0067 中原区今井上町 1-34 和田ビル 1階 福祉パルなかはら内	722-6122	711-1260
高津区あんしんセンター (高津区社会福祉協議会)	〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階 福祉パルたかつ内	812-5833	812-3549
宮前区あんしんセンター (宮前区社会福祉協議会)	〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガ-デンオフィス 4階 福祉パルみやまえ内	856-5788	852-4955
多摩区あんしんセンター (多摩区社会福祉協議会)	〒214-0014 多摩区登戸 1891 第3井出ビル 3階 福祉パルたま内	933-2411	911-8119
麻生区あんしんセンター (麻生区社会福祉協議会)	〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21ビル 1階 福祉パルあさお内	952-5711	952-1424

川崎市あんしんセンター(川崎市社会福祉協議会) 〒211-0053 中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター 6階
成年後見支援センター 電話：712-8071 FAX：739-8738
運営課 電話：739-8727 FAX：739-8738

成年後見制度の相談窓口

成年後見制度の相談

名称	電話	相談日/時間	面談相談
神奈川県弁護士会 【弁護士】	みまもりダイヤル 045-211-7720 無料電話相談(予約制)	みまもりダイヤル(下記は受付時間) 平日: 9時30分~12時 13時~16時30分	要予約 予約受付電話 044-223-1149
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート神奈川県支部 【司法書士】	無料電話相談専用ダイヤル 045-663-9180	月・金: 15時~17時 水: 10時~12時	要予約 予約受付電話 045-640-4345
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川 【社会福祉士】	①相談専用: 045-314-5500(無料) ②成年後見人等候補者推薦依頼: 045-314-0007	①火・木: 14時~17時 ②平日: 9時~17時	要予約 来所相談は無料 出張相談は有料 (初回は無料、交通費負担)
公益社団法人コスモス 成年後見サポートセンター 神奈川県支部 【行政書士】	無料による電話相談・ 面談も随時実施 045-222-8628	月~金: 13時~16時	要予約 予約受付電話 045-222-8628
東京地方税理士会 成年後見支援センター 【税理士】	①相談専用: 045-315-2070(無料) ②成年後見人等候補者依頼: 045-243-0511(業務課)	①第1~第4水: 10時~12時(受付は10時~11時30分) 13時~16時(受付は13時~15時30分) ②平日: 9時~17時	①の日程で実施 予約不要(無料)

身寄りがない方等の法定後見申立てについて

●各区役所高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション

※大師地区・田島地区については、令和7年1月6日(月)に支所・地区健康福祉ステーションの窓口業務は一部を除き、川崎区役所に移りますので、来庁の際にはご注意ください。詳細は、川崎区ホームページをご参照ください。

	川崎区	大師地区※	田島地区※	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
高齢者	201-3080	271-0157	322-1986	556-6619	744-3217	861-3255	856-3242	935-3266	965-5148
障害者 (身体・知的障害者)	201-3215	271-0162	322-1984	556-6654	744-3296	861-3252	856-3304	935-3302	965-5159
障害者 (精神障害者)		201-3213		556-6695	744-3297	861-3309	856-3262	935-3324	965-5259

●健康福祉局地域包括ケア推進室(高齢者)

電話: 044-200-2470

●健康福祉局障害計画課(障害者)

電話: 044-200-0871

〈川崎市の成年後見制度に関するホームページ〉

トップページ → くらし・総合 → 高齢者福祉・介護 → 成年後見制度

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-19-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

任意後見制度の手続きについて

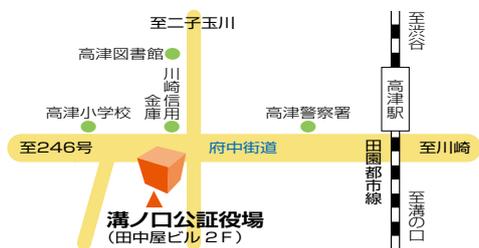
□川崎公証役場

〈住所〉川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階
〈電話〉044-222-7264



□溝の口公証役場

〈住所〉高津区溝の口3-14-1 田中屋ビル2階
〈電話〉044-811-0111



成年後見制度の申立て先

□横浜家庭裁判所川崎支部

〈受付〉建物1階 後見係

〈住所〉川崎市富士見1-1-3
〈電話〉044-222-1671(直通)
〈手続案内〉月~金(祝日は除く)
8時30分~12時、13時~17時

〈横浜家庭裁判所のホームページ〉

<http://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/index.html>

※申立書や記入例等がダウンロードできます。

